

施策推進方針1 手話への理解の促進及び普及

No.	室課名	現在の取組	課題	今後の施策案
1	人事室	R5まで ・全職員(会計年度任用職員を含む)を対象に「手話入門研修(全4回)」を実施 R6 ・新規採用研修にて「手話入門研修」を実施 ・福祉職場、窓口職場及び全職員(会計年度任用職員を含む)対象手話研修を実施 ・資格取得支援の支援対象資格に「手話技能検定」「全国手話検定試験」を追加	手話の理解は復命研修により促進していけるが、普及定着は、実際に使わないと忘れてしまう。	今後、動画配信を行っていく。
2	市民税課	特になし	特になし	特になし
3	市民課	特になし	特になし	特になし
4	保育幼稚園室	・保育の中で、手話の歌や絵本を取り入れている。 ・手話ができる保育士職員が学びあう場づくり ・保護者から手話を学ぶ機会 ・吹二小の難聴学級見学 ・生野聴覚支援学校と連携	手話ができる職員が少なく、啓発方法が課題。	職員研修等で手話を学ぶ機会をつくり、普及していく。手話が、より身近なものとなるような保育内容や環境の工夫。
5	すこやか親子室	特になし	特になし	手話通訳者を増やすために企業への働きかけ
6	すこやか親子室	特になし	特になし	特になし
7	こども発達支援センター	・簡単なあいさつなどの手話を職員に周知し、手話が必要な保護者、利用者には、手話でのかかわりを持つようにする	支援の必要な方が利用する施設なので、保護者同士も友好的に関わってもらえるよさがある。 手話が必要な保護者が来園した場合、保護者、職員が交流し手話を知る機会を作っていく。	保護者が手話を学んでいきたいとなった場合、ボランティアなどつないでいけるような情報収集、連携づくり
8	総合福祉会館	・障がい者向け教室内でミニ手話講座を10分程度実施(現在は聴覚障がい者の方が多いストレッチ教室のみ) ・要望やニーズなどあれば、他の教室でも開催予定	「手話」だけでなく、「聞こえないこと」に対する理解と情報が必要。 聴覚障がいに限らず、その方に合わせた対応が必要。(筆談や身振り手振り、ゆっくり話すなど)	職員への手話研修の開催。 聴言協会と連携し、会館独自の取組などを開催。(陶芸教室や七宝焼教室の作品展でのPRなど)

施策推進方針1 手話への理解の促進及び普及

No.	室課名	現在の取組	課題	今後の施策案
9	高齢福祉室	職員が手話研修等に参加し、障がい者のコミュニケーション手段の促進に関する理解を深めて、手話を実践できるようになることで広く社会に普及するよう取組む。	手話実践できるように職員が定期的に研修に参加する必要がある。	市民や事業所も対象とした手話研修や手話教室の開催。
10	障がい福祉室	・YouTubeで手話動画を配信 ・阪急電鉄と阪神電鉄が運行する[SDGsトレイン 未来のゆめ・まち号]の車両内にさまざまなコミュニケーション手法があることを啓発するためのポスター掲示(R6.4～R6.6) ・難聴児には補聴器購入費用を助成し、制度面からコミュニケーション能力の向上を支援	・職員が手話講習会等の研修に参加する機会を増やす必要がある。 ・さまざまなコミュニケーション手法があることの啓発活動を行い、周知を図っていく必要がある。	・障がい者雇用の継続は今後も見込まれる。聴覚障がい者は聞こえないことで情報が制限され孤立しがちになるため、職場において周囲が積極的に情報保障を行う姿勢が大事になる。 ・大学の手話サークルと連携し、手話によるボランティア活動のさらなる充実化を図る。
11	指令情報室	特にありません	—	—
12	健康まちづくり室	・啓発講座やイベント開催時に必要に応じて手話通訳者を派遣 ・イベント開催時に「筆談できます」の案内をブース等に掲示	イベントの内容や規模に応じて実施手法の検討が必要	イベント企画における必要な対応としてマニュアル化する。
13	議会事務局	—	—	—
14	選挙管理委員会事務局	—	—	—
15	学校教育室	・難聴学級(小学校7校8学級、中学校3校3学級)を設置 ・吹田第二小、吹田第六中をセンター校に(誰でも通学可) ・難聴学級の教員の合同研修を開催(年5回) ・教職員の3～4年目のステップアップ研修で難聴学級を見学	難聴学級担当者以外の教員への普及・啓発方法が課題	研修動画コンテンツの充実と普及
16	中央図書館	・主催行事の広報時に手話通訳・要約筆記の手配について明記(項目3と重複) ・手話による絵本の読み聞かせを実施 ・さわる絵本、マルチメディアデージー等を使った「えほんのじかんユニバーサル」を実施し、手話に限らず障がいへの理解を促進	・障がい当事者と接する機会が少ない。 ・手話による絵本の読み聞かせの取組は実施図書館に限られており、全館的な取組になっていない。また、手話の読み聞かせの実施に際し、著作権の処理など研究を進める必要がある。	・障がい当事者との交流や手話に関する学習の機会を確保
17	広報課	特になし	特になし	特になし